

令和2年4月16日  
商工労働部経済政策課  
043-223-2709

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等への支援について

千葉県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況に置かれている県内中小企業者に、幅広く、かつ、重点的に支援するため、最大30万円を支給します。

### 1 支給対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年と比較して50%以上減少した  
県内中小企業者

(※) ただし、県の休業要請に応じて頂けない場合は別途の取り扱いになります

### 2 支給金額（最大30万円） 次の（1）と（2）の合計額

（1）売上が前年と比較して50%以上減少した事業者 10万円

（2）（1）の事業者が、県内に所在する事業所を賃借している場合

- ・ 1事業所を賃借している場合 10万円
- ・ 複数事業所を賃借している場合 20万円

対象者		支給金額
売上が前年と比較して 減少した県内中小事業 者のうち	県内に複数の事業所を賃借している場合	30万円
	県内に1事業所を賃借している場合	20万円
	県内に賃借している事業所がない場合	10万円

(※) ただし、県の休業要請に応じて頂けない場合は別途の取り扱いになります

### 3 その他

申請期間、支給方法等については、別途お知らせいたします。